

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、秋田県協和土地改良区から土地改良事業（福部羅地区土地改良施設突発事故復旧事業（補助）、福部羅第2地区土地改良施設突発事故復旧事業（補助））に係る工事が令和7年3月24日完了した旨の届出があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

令和7年4月25日

秋田県知事 鈴木 健 太